

新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2及び新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第8条の規定に基づき、指定事業者による第1号事業（新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成29年条例第10号。）第4条第1号に規定する事業のうち、指定事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する市長が指定するものをいう。）が行う事業をいう。以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の算定に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(費用の額の算定)

第2条 指定第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位に10円を乗じて算定するものとする。

(委任)

第3条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の別表第3第10項及び第4第10項は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準

第1 介護予防訪問介護相当サービス事業費

- 1 訪問型サービス費（Ⅱ） 2, 349単位
- 2 訪問型サービス費（Ⅲ） 3, 727単位
- 3 訪問型サービス費（Ⅳ） 268単位
- 4 訪問型サービス費（Ⅴ） 272単位
- 5 訪問型サービス費（Ⅵ） 287単位
- 6 訪問型サービス費（短時間型サービス） 167単位

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス事業所（新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成29年規則第27号。以下「施行規則」という。）第11条第1項に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービス（施行規則第10条に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1及び2については1月につき、3から6までについては1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

- (1) 訪問型サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプラン（介護予防サービス計画に相当するものをいう。以下同じ。）において1週に2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援1である者の利用が、4を算定している当該月の中で全部で9回以上となった場合又は6を算定している当該月の中で全部で15回以上となった場合
- (2) 訪問型サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた事業対象者（省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援2である者の利用が、5を算定している当該月の中で全部で13回以上となった場合又は6を算定している当該月の中で全部で23回以上となった場合
- (3) 訪問型サービス費（Ⅳ） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で4回以下の介護予防訪問介護相当サービスを行った場合
- (4) 訪問型サービス費（Ⅴ） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の介護予防訪問介護相当サービスを行った場合
- (5) 訪問型サービス費（Ⅵ） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で9回以上12回以下の介護予防訪問介護相当サービスを行った場合
- (6) 訪問型サービス費（短時間型サービス） 要支援状態区分が要支援1である者に対して、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び

専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心であり、かつ、1月の中で全部で14回以下の介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は事業対象者若しくは要支援状態区分が要支援2である者に対して、身体介護が中心であり、かつ、1月の中で全部で22回以下の介護予防訪問介護相当サービスを行った場合

注2 省令第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。以下「特別地域」という。)に所在する介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域等」という。)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス事業費は、算定しない。

注8 利用者がいずれかの介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス事業費は、算定しない。ただし、当該複数の介護予防訪問介護相当サービス事業所がいずれも3から6までのいずれかの算定に係る介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、この限りでない。

7 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画(施行規則第46条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(施行規則第11条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行

った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

8 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

9 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下同じ。）第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から8までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から8までにより算定した単位数の1000分の1

00に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第131号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

第2 柏崎市訪問型サービスA事業費

1 訪問型独自サービス費(Ⅱ) 2, 114単位

2 訪問型独自サービス費(Ⅲ) 3, 354単位

3 訪問型独自サービス費(Ⅳ) 241単位

4 訪問型独自サービス費(Ⅴ) 245単位

5 訪問型独自サービス費(Ⅵ) 258単位

6 訪問型独自サービス費(短時間型サービス) 150単位

注1 利用者に対して、訪問型サービスA事業所(施行規則第49条第1項に規定する訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。)の訪問型サービスA従事者(同項に規定する訪問型サービスA従事者をいう。以下同じ。)が、訪問型サービスA事業(施行規則第48条に規定する柏崎市訪問型サービスA事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1及び2については1月につき、3から6までについては1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 訪問型独自サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の柏崎市訪問型サービスA事業が必要とされた要支援状態区分が要支援1である者の利用が、4を算定している当該月の中で全部で9回以上となった場合又は6を算定している当該月の中で全部で15回以上となった場合

(2) 訪問型独自サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回を超える程度の柏崎市訪問型サービスA事業が必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者の利用が、5を算定している当該月の中で全部で13回以上となった場合又は6を算定している当該月の中で全部で23回以上となった場合

(3) 訪問独自型サービス費(Ⅳ) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で4回以下の柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合

- (4) 訪問型独自サービス費（V） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合
- (5) 訪問型独自サービス費（VI） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で9回以上12回以下の柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合
- (6) 訪問型独自サービス費（短時間型サービス） 要支援状態区分が要支援1である者に対して、1月の中で全部で14回以下の柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合、若しくは、事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で22回以下の柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合

注2 訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービスA事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の利用者に対して、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 特別地域に所在する訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問型サービスA従事者が柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の訪問型サービスA事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問型サービスA従事者が柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 訪問型サービスA事業所の訪問型サービスA従事者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 訪問型サービスA事業所の訪問型サービスA従事者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、1及び2を算定している場合は1月につき、3から6までを算定している場合は1回につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が一の訪問型サービスA事業所において柏崎市訪問型サービスA事業を受けている間は、当該訪問型サービスA事業所以外の訪問型サービスA事業所が柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合に、柏崎市訪問型サービスA事業費は、算定しない。ただし、当該複数の訪問型サービスA事業所がいずれも3から6までのいずれかの算定に係る柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合は、この限りでない。

7 初回加算 200単位

注 訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画（施行規則第52条第1項に規定する訪問型サービスA計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（施行規則第49条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下

同じ。)が初回若しくは初回の柏崎市訪問型サービスA事業を行った日の属する月に柏崎市訪問型サービスA事業を行った場合又は当該訪問型サービスA事業所のその他の訪問型サービスA従事者が初回若しくは初回の柏崎市訪問型サービスA事業を行った日の属する月に柏崎市訪問型サービスA事業を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

8 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成し、当該訪問型サービスA計画に基づく柏崎市訪問型サービスA事業を行ったときは、初回の当該柏崎市訪問型サービスA事業が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービスA計画に基づく柏崎市訪問型サービスA事業を行ったときは、初回の当該柏崎市訪問型サービスA事業が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

9 介護職員処遇改善加算

注 第1の9の注を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「訪問型サービスA事業所」と、「介護予防訪問介護相当サービス」とあるのは「柏崎市訪問型サービスA事業」と読み替えるものとする。

10 介護職員等特定処遇改善加算

注 第1の10の注を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「訪問型サービスA事業所」と、「介護予防訪問介護相当サービス」とあるのは「柏崎市訪問型サービスA事業」と読み替えるものとする。

第3 介護予防通所介護相当サービス事業費

1 通所型サービス費 (1) 1,672単位

2 通所型サービス費 (2) 3,428単位

3 通所型サービス費 (1回数) 384単位

4 通所型サービス費 (2回数) 395単位

注1 旧指定介護予防サービス基準第97条に定める看護職員(看護師又は准看護師をいう)。

以下同じ。)又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所(施行規則第55条第1項に規定する介護予防通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防通所介護相当サービス(施行規則第54条に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1及び2については1月につき、3及び4については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、1日当たりの介護予防通所介護相当サービスは1回までとし、また、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「厚生労働大臣が定める員数等の基準」という。)第1号に該当する場合は、厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- (1) 通所型サービス費(1) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて、1週に1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援1である者の利用が、当該月の中で全部で5回以上となった場合
- (2) 通所型サービス費(2) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて、1週に2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者及び要支援状態区分が要支援2である者の利用が、当該月の中で全部で9回以上となった場合
- (3) 通所型サービス費(1回数) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して、1月の中で全部で4回以下の介護予防通所介護相当サービスを行った場合
- (4) 通所型サービス費(2回数) 要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で8回以下の介護予防通所介護相当サービスを行った場合、又は事業対象者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の介護予防通所介護相当サービスを行った場合

注2 介護予防通所介護相当サービスの従業者(旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。)が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス事業費は、算定しない。

注4 利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所以外の介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の介護予防通所介護相当サービス事業所がいずれも3又は4の算定に係る介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、この限りでない。

注5 介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- (1) 1を算定している場合 376単位

(2) 2を算定している場合 752単位

5 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他介護予防通所介護相当サービス事業所の従業員が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。)を作成していること。

(2) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

6 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める員数等の基準第1号のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

7 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

8 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める員数等の基準第1号のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

9 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める員数等の基準第1号のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

10 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

1.1 選択的サービス複数実施加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第133号に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、6、9又は10を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

1.2 事業所評価加算 120単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準第134号に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（6若しくは9の注に掲げる基準又は10の注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

1.3 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第135号に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

ア 1又は3を算定している場合 88単位

イ 2又は4を算定している場合 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

ア 1又は3を算定している場合 72単位

イ 2又は4を算定している場合 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

ア 1又は3を算定している場合 24単位

イ 2又は4を算定している場合 48単位

1.4 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、6を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

1.5 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第107号の2に適合する介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

1.6 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他介護予防通所介護サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

1.7 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第136号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は、算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から16までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から16までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から16までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

1.8 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第137号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から16までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から16までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

第4 柏崎市通所型サービスA事業費

- 1 通所型独自サービス費（1） 1, 505単位
- 2 通所型独自サービス費（2） 3, 085単位
- 3 通所型独自サービス費（1回数） 346単位
- 4 通所型独自サービス費（2回数） 356単位

注1 施行規則に定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所（施行規則第72条第1項に規定する通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）において、利用者に対して、柏崎市通所型サービスA事業（施行規則第71条に規定する柏崎市通所型サービスA事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1及び2については1月につき、3及び4については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、1日当たりの柏崎市通所型サービスA事業は1回までとする。

- (1) 通所型独自サービス費（1） 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて、1週に1回程度の柏崎市通所型サービスA事業が必要とされた要支援状態区分が要支援1である者の利用が、当該月の中で全部で5回以上となった場合
- (2) 通所型独自サービス費（2） 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて、1週に2回程度の柏崎市通所型サービスA事業が必要とされた事業対象者及び要支援状態区分が要支援2である者の利用が、当該月の中で全部で9回以上となった場合
- (3) 通所型独自サービス費（1回数） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して、1月の中で全部で4回以下の柏崎市通所型サービスA事業を行った場合
- (4) 通所型独自サービス費（2回数） 要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で8回以下の柏崎市通所型サービスA事業を行った場合又は事業対象者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の柏崎市通所型サービスA事業を行った場

合

注2 1から4までについて、通所型サービスA事業所の利用者の数又は通所型サービスA従事者（施行規則第72条第1項に規定する通所型サービスA従事者をいう。以下同じ。）の員数が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この要綱の例により算定する。

- (1) 柏崎市通所型サービスA事業の月平均の利用者の数が施行規則第76条により準用した第60条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合
- (2) 柏崎市通所型サービスA事業の通所型サービスA従事者の員数が施行規則第72条に定める員数を置いていない場合

注3 通所型サービスA事業所の通所型サービスA従事者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、柏崎市通所型サービスA事業費は、算定しない。

注5 利用者が一の通所型サービスA事業所において柏崎市通所型サービスA事業を受けている間は、当該通所型サービスA事業所以外の通所型サービスA事業所が柏崎市通所型サービスA事業を行った場合に、柏崎市通所型サービスA事業費は、算定しない。ただし、当該複数の通所型サービスA事業所がいずれも3又は4の算定に係る柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、この限りでない。

注6 通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービスA事業所と同一建物から当該通所型サービスA事業所に通う者に対し、柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- (1) 1を算定している場合 376単位
- (2) 2を算定している場合 752単位

注7 1から4までについて、利用者の心身の状態、家族等の実情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、当該利用者の居宅と通所型サービスA事業所との間を、半径5キロメートルの範囲を超えて送迎を行う場合は、所定単位数を次に読み替えて算定する（当該利用者の居宅から半径5キロメートルの範囲に他の通所型サービスA事業所が所在しない場合に限る。）。

- (1) 1を算定する場合 1,672単位
- (2) 2を算定する場合 3,428単位
- (3) 3を算定する場合 384単位
- (4) 4を算定する場合 395単位

5 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場

合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 通所型サービスA事業所の通所型サービスA従事者が、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA計画（施行規則第75条第1号に規定する通所型サービスA計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- (2) 通所型サービスA計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

6 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、運動器機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等その他の通所型サービスA従事者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等その他の通所型サービスA従事者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 1から4の注2までによる算定を行っていないこと。

7 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所において、若年性認知症利用者に対して柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

8 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所において、利用者に対して、管理栄養士が通所型サービスA従事者と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士が通所型サービスA従事者と共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 1から4の注2までによる算定を行っていないこと。

9 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サービスを行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の通所型サービスA従事者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士その他の通所型サービスA従事者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 1から4の注2までによる算定を行っていないこと。

10 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第132号の規定を準用した基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

11 選択的サービス複数実施加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第133号の規定を準用した基準に適合しているものとして、市長に届け出た通所型サービスA事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、6、9又は10を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位
- (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

12 事業所評価加算 120単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準第134号の規定を準用した基準に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（6若しくは9の注に掲げる基準又は10の注に掲げる別に厚生労働大臣が定めた基準の規定を準用した基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期

間)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

1.3 サービス提供体制強化加算

注 1から4の注2までに該当しないものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所が利用者に対し柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

- ア 1又は3を算定している場合 88単位
- イ 2又は4を算定している場合 176単位

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

- ア 1又は3を算定している場合 72単位
- イ 2又は4を算定している場合 144単位

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

- ア 1又は3を算定している場合 24単位
- イ 2又は4を算定している場合 48単位

1.4 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、6を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

1.5 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準第107号の2に適合する通所型サービスA事業所の通所型サービスA従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位

1.6 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービスA事業所が、利用者に対し柏崎市通所型サービスA事業を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて通所型サービスA計画を見直すなど、柏崎市通所型サービスA事業の提

供に当たって、(1)に規定する情報その他柏崎市通所型サービスA事業適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

17 介護職員処遇改善加算

注 第3の17の注を準用する。この場合において、「介護予防通所介護相当サービス事業所」とあるのは「通所型サービスA事業所」と、「介護予防通所介護相当サービス」とあるのは「柏崎市通所型サービスA事業」と読み替えるものとする。

18 介護職員等特定処遇改善加算

注 第3の15の注を準用する。この場合において、「介護予防通所介護相当サービス事業所」とあるのは「通所型サービスA事業所」と、「介護予防通所介護相当サービス」とあるのは「柏崎市通所型サービスA事業」と読み替えるものとする。